

空港利用者を対象とした着地型旅行商品開発・調査業務 仕様書

1 業務目的

長野県は、平成 28 年 6 月、「信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針」を策定し、航空路線の拡充等に取り組んでいる。

松本地域振興局においては、これを見据え、松本地域に特有の自然、文化等の観光資源や体験要素を活かし、信州まつもと空港（以下、「空港」という。）を利用して来県する個人旅行者向けの魅力的かつ特徴的な着地型旅行商品を開発・造成することにより、空港を活用した誘客促進及び地域内での滞在時間の増加を図る。

2 業務内容

(1) 着地型旅行商品の企画・開発

次に掲げる企画案ア及びイにより、空港を利用して来県する個人旅行者向けの着地型旅行商品をそれぞれ 1 本以上、企画・開発する。

商品の内容については、地域振興局及び連携団体と十分に協議し、次年度以降も地元観光事業者等が継続して販売・提供することを想定した商品とすること。

	企画案ア	企画案イ
概要	安曇野市内を散策するガイド付きサイクリングツアー	松本市乗鞍・上高地地域における自然・アウトドア体験
連携団体	(一社) 安曇野市観光協会	(一社) 松本市アルプス山岳郷
二次交通	信州まつもと空港シャトル便	レンタカー
実施時期	9～11 月	7～10 月
日程	半日以上	半日以上

(2) モニター調査の実施

(1)により企画・開発した着地型旅行商品を一般の個人旅行者に実際に体験させ、モニター調査等を行う。

ア 対象者等

空港を利用して来県する県外在住の一般個人旅行者 20 組以上（各商品 10 組以上）

イ 実施経費

原則、参加者の負担とする（割引や特典の付与等を行うことは差し支えないが、調査結果に影響のない程度とすること）

ウ 実施時期

各商品の想定する時期

(3) 実施結果の分析及び課題整理等

(1)及び(2)の実施結果等について、次に掲げる事項に関する分析及び課題整理を行う。

ア 体験者及び地元関係者等に対するアンケート調査の実施、分析

イ 着地型旅行商品として実際に販売・提供する際の課題整理

ウ ア及びイの内容を踏まえた地域振興局の支援のあり方

(4) 報告書の作成

(1)～(3)の内容を踏まえた報告書を作成する。

3 成果品

(1) 成果図書

業務の実施結果を記載した報告書

(2) 納品方法

ア 紙媒体

報告書 10部

イ 電子媒体

報告書をMicrosoftWord、Excel、又はPowerPoint形式で保存したCD-R 3枚

4 納品場所

長野県松本地域振興局企画振興課

5 納期

平成32年1月31日

6 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、長野県が保有するものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。
納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- (4) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないが、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が認めた場合に限り第三者へ委託し、又は請け負わせることができること。
- (5) この仕様書に明示のない事項についても、業務の性格上必要と認められる事項については、長野県と受託者との間で協議の上、受託者の負担で実施すること。
- (6) 受託者は、受託業務の実施に当たっては、受託業務全般を把握している担当者を置き、長野県との連絡調整を行うこと。
- (7) 個人情報の保護については十分な注意を図り、流失・損失が生じないようにすること。
- (8) 受託業務の実施等に当たり行う長野県と受託者との打ち合わせは、原則として松本合同庁舎において行うこと。